

新市建設計画の変更案について

1. 計画変更の背景

志摩市の新市建設計画は、平成24年6月に改正された東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律により、合併特例事業債の起債可能期間が延長されたことを受け、合併特例債を有効に活用するため、平成26年第4回志摩市議会定例会での議決を経て、同計画の計画期間終了年度を平成26年度から5年間延長し、平成31年度（令和元年度）に変更しました。

その後、平成28年熊本地震等の相次ぐ大規模災害や全国的な建設需要の増大、東日本大震災の被災市町村における人口動態の変化等により、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況を踏まえ、平成30年4月に再度法改正が行われ、合併特例債の起債可能期間を更に5年間延長することが可能となりました。

今回の法改正を受け、今後の施策推進のため、現行の計画期間終了年度である令和元年度から先の5年間についても事業への合併特例債の充当を可能とし、より財源を有効に活用できる環境を整えるためには、同計画の期間延長が必要となります。

2. 計画変更の考え方

今回の法改正は、前回の平成24年の法改正と同様、合併市町村の市町村建設計画に盛り込まれた事業の実施に支障が生じている状況に鑑み、同計画に基づいて行う事業の経費に充てるための地方債を起すことができる期間の特例を定めたことが趣旨であることから、新市建設計画の変更内容については、計画期間終了年度を平成31年度（令和元年度）から令和6年度まで5年間延長し、それに伴う財政計画の変更を行おうとするものです。

3. 計画変更案の概要

(1) 計画期間

合併期日の属する年度（平成16年度）及びこれに続く15か年度を5年間延長し、20か年度に変更します。

（計画期間終了年度を平成31年度（令和元年度）から令和6年度に変更します。）

(2) 財政計画

ア 財政計画の計画期間

合併期日の属する年度（平成16年度）及びこれに続く15か年度を5年間延長し、20か年度に変更します。

（計画期間終了年度を平成31年度（令和元年度）から令和6年度に変更します。）

イ 財政計画変更の内容

令和元年度の変更においては、平成16年度から平成30年度まではそれぞれの年度の決算数値（ただし、平成30年度は決算見込みの数値）、また、令和元年度は当初予算の数値、令和2年度から令和6年度までの数値は平成26年度に策定した志摩市財政計画の数値を用いて作成しています。

4. スケジュール

| | |
|---------|--|
| 令和元年 9月 | 新市建設計画変更案に対するパブリックコメントの実施 |
| 令和元年10月 | 市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）に基づく三重県知事への協議 |
| 令和元年11月 | 令和元年第4回志摩市議会定例会への議案提出 |